

二七七 領分中取計方之大概

- ① 古田・新田共檢地者其土地一切之事を改る故に、国主・領主たり共私ニ入る事を禁、不致檢地候而不叶事有之節者吟味考之趣可相窺事
- ② 地面之發者芝原野・沼地・海川之土洲附寄等、惣して空地之所を見立、古田畑之障無之ニおゐて者吟味之上可相伺候、尤其地々々之百姓共不得心におゐて者不相成事
- ③ 野原附之田畑無障場所百姓切添ニ致候分者見逃し置、少宛も広ク成候者夫々たけを見込取ニ取附可申候  
但、過分ニ切添有之場所者伺之上地改可致候
- ④ 公事出入敷、又者何ニも差障有之地面畝歩之広狭不相改不叶子細有之節者、百姓共江沢を申聞、納得之証文取候地面相改候儀并竿を入候も不苦事  
但、延宝年中以來者六尺<sup>老</sup>歩<sup>老</sup>間之積式間竿用由来由候事海之出州塩浜等ニ成場所所有之ハ、見立候上障無之ニおゐて者吟味之上可相伺事
- ⑤ 竿を入候節、百姓居屋敷囲之儀四方ニ而老間通可除之、其外ハ竹木有無に無構竿入、町並之家舗者右之心得を以可見計事
- ⑥ 永荒場・川欠・山崩等有之処、其筋之役人心を附、速々ニ立歸候様可取計候、立歸候場所三年程者、田畑共二年貢取立之沙汰ニ及間舗事
- ⑧ 地改等之節あせ際老尺ツ、引之類地共老尺五寸宛之積たるへし  
但、隣国之並御領等之定法承合、当時之ふりに可相心得候
- ⑨ 地改之改方村中惣百姓申分無之哉、并竿打等下々迄非儀成仕方無之哉、吟味之上申分無之候ハ、其段惣百姓連判之一札可取事
- ⑩ 地改等之節、役人上下共木錢払いたし村入用為致間敷事取ケ之事、是迄取扱来り候通可相心得候、久年来仕癖ニ成来り候儀、如何成功者ニ而茂部々容易ニ一旦之了簡ニ而明白平直ニ改直事、百姓順熟不致ものニ候、可也にも取ケさへ不拔候ハ、当分者曲り成りニにも致置、百姓之心不離様取計候事第一也
- ⑫ 村方ニ方外稼等も多内稼之村柄ニ而、見込取ニ可取増与思ふ所ニ而も意ニ不取上、連々ニ取増ハ百姓も不痛候心得肝要之事
- ⑬ 豊年或者前役人不功者未熟ニ而、下免成とて吟味強理屈ニかゝりて取増んとすれハ、百姓騒立困窮之基ニ成候間、尤可有思慮事
- ⑭ 檢見之事百姓共方願候敷、又ハ誤有之檢見不致候而不叶節、目揃之坪刈致候砌、上田など稻株大なる所うねなりニ竿入、小さき所ハうねを筋違入候事
- ⑮ 新田・新堤等取立候儀ハ委敷書付を以相伺之上取計可申事
- ⑯ 田畑頼納売・永代売御禁制之事  
但、質地地主方年貢諸役を勤質ニ取候者ハ、最初ニ地代相渡年貢諸役を不勤、其田地限り年々作り取ニいたし候を頼納与言、外売買物之通即座ニ田地を売放し候を永代売買与言、依之ケ様之類願出候共願取上なく、若取上不致吟味候而不叶儀有之、吟味之上右之両条於相願ハ、重答申付候ものニ候
- ⑰ 惣而御朱印地質ニ取候儀不相成候事
- ⑱ 庄屋加判無之質地証文ハ取用不申事
- ⑲ 庄屋置候質地者相庄屋亦者組頭等之加判無之証文不取用事
- ⑳ 拾ヶ年季を越候質地証文不取用事
- ㉑ 金子有合次第可受取証文有之質地者、質入之年方十ヶ年過訴出候ハ、願取上申間敷、拾ヶ年之内ニ訴出候ハ、願取上可及吟味事
- ㉒ 領分百姓ニ申付田畑を入、金子借出させ候之類御停止之事  
(中略)
- ㉓ 地面之部之内  
一 地改等之節役人上下共木錢払可致之御ヶ条<sup>2)</sup>  
前々より喰溜と申候而上下共村方支度仕出し、御年貢相納候節差引ニ相成、御上より被下候付木錢同様之儀ニ仕来候
- ㉔ 御朱印地之事<sup>3)</sup>  
御朱印地御領分ニ無御座候

(中略)

西七月4)

1) 「中井家文庫」は、福山市西町(中略)中井氏代々の蔵書をはじめ、親類筋にあたる広田氏・内藤氏のものも含めた総称である。三家とも藩政の重要な役職にあった家である。「成立・内容」成立年代は不明であるが、一八世紀中頃4)のもと思われる。(中略)本史料は、検見・地改・借金銀・欠落奉公人や請人の処分・当人以外による訴訟や紛らしき訴訟・酒乱や百姓町人の刃傷事件・家作制限・古跡や新地寺院の取扱・境論・山論・水論・領分払や追放など、一九の部に分けて、その処理や規準について記されたものである。『広島県史』近世資料編Ⅱ(昭和51年、広島県) 解題23頁

2) ⑩条増補

⑰条増補

4) 「西七月」とは、寛保元(一七四一)年(辛酉)、或は宝暦三(一七五三)年・明和二(一七六五)年(乙酉)であろうか。尚、この頃の福山藩主は、寛延元(一七四八)年十一月に襲封した三代藩主阿部(伊予守) いよのかみ 正右で、まさすけ 明和二(一七六五)年十二月から卒去する明和六(一七六九)年七月まで、幕閣老中を務めている。『広島県史』近世Ⅰ通史Ⅲ(昭和58年、広島県) 1269頁、朝尾直弘Ⅱ宇野俊一Ⅱ田中琢編『日本史辞典』(1997年、角川書店)

※ 右条目中の漢字・仮名(異体字)の一部を変更、或は改めた箇所がある。又、各条目前の符号①～⑭は拙職が加入した。

※ 平成二十七年十一月十六日 金子和也写